

◎課税免除及び不均一課税条例の制定状況

	半島法 (不均一)	旧過疎法 (課 免)	新過疎法 (課 免)	離島法 (課 免)	原発特措法 (不均一)	地域再生法 (課免、不均一)	企業立地 促進条例 (課免、不均一)	*5 地域未来 投資促進法 (課 免)	
根拠条例	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例	過疎地域における県税の課税免除に関する条例	過疎地域における県税の課税免除に関する条例	離島振興実施地域における県税の課税免除に関する条例	原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例	地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例	佐賀県企業立地の促進に関する条例		
根拠法等	半島振興法第2条第1項の規定により指定された地域のうち、同法第9条の2第9項の規定により認定された産業振興促進計画の区域	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区及びこれに類する地区として政令で定める地区	過疎地の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定により指定された地域のうち、同法第8条の規定により定められた過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進区域	離島振興法第2条第1項の規定により指定された地域	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条に規定する原子力発電施設等立地地域	地域再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域	佐賀県企業立地の促進に関する条例第3条に規定する特区（第7条に規定する大規模立地である場合を除く。）	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条に規定する集積区域	
対象税目	事業税 不動産取得税 県固定資産税	事業税 不動産取得税 県固定資産税	事業税 不動産取得税 県固定資産税	事業税 不動産取得税 県固定資産税	事業税 不動産取得税 県固定資産税	事業税（移転型のみ） 不動産取得税 県固定資産税	事業税 不動産取得税 県固定資産税	不動産取得税 県固定資産税	
対象市町 (* 1)	佐賀市		○ 旧富士町、旧三瀬村のみ	○ 旧富士町、旧三瀬村のみ		○ (*3)	○	○	
	唐津市	○ 旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町のみ	○ 旧相知町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村のみ	○ 旧相知町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村、旧巖木町のみ	○ (*2)	○ 旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町のみ	○ (*3)	○	○
	鳥栖市						○ (*4)	○	
	多久市		○	○			○ (*3)	○	
	伊万里市	○					○ (*3)	○ (*4)	○
	武雄市		○ 旧北方町のみ	○ 旧北方町のみ			○ (*3)	○	○
	鹿島市						○ (*3)	○	○
	小城市			○ 旧戸川町のみ			○ (*3)	○	○
	嬉野市						○ (*3)	○ (*4)	○
	神埼市		○ 旧脊振村のみ	○ 旧脊振村のみ			○ (*3)	○	○
	吉野ヶ里町						○ (*3)	○	○
	基山町						○ (*3)	○	○
	上峰町						○ (*3)	○ (*4)	○
	みやき町						○ (*3)	○	○
	玄海町	○				○	○ (*3)	○ (*4)	○
	有田町			○ 旧有田町のみ			○ (*3)	○	○
	大町町		○	○			○ (*3)	○	○
	江北町		○	○			○ (*3)	○ (*4)	○
白石町		○	○			○ (*3)	○ (*4)	○	
太良町		○	○			○ (*3)	○ (*4)	○	

	半島法 (不均一)	旧過疎法 (課 免)	新過疎法 (課 免)	離島法 (課 免)	原発特措法 (不均一)	地域再生法 (課免、不均一)	企業立地 促進条例 (課免、不均一)	*5 地域未来 投資促進法 (課 免)
対象業種 (施設)	製造業 (機械及び装置、工業用の建物及び付属設備) 旅館業 (旅館業 (下宿営業を除く) 用の建物及び付属設備) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業等 (機械及び装置、建物及び付属設備)	製造業 (機械及び装置、工業用の建物及び付属設備) 旅館業 (ホテル、旅館、簡易宿泊所 (構造、設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る) 用の建物及び付属設備) 農林水産物等販売業 (機械及び装置、建物及び付属設備) 畜産業、水産業 (個人事業税に限る)	製造業 (機械及び装置、工業用の建物及び付属設備) 旅館業 (ホテル、旅館、簡易宿泊所 (構造、設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る) 用の建物及び付属設備) 農林水産物等販売業 (機械及び装置、建物及び付属設備) 畜産業、水産業 (個人事業税に限る) 情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査 (機械及び装置、建物及び付属設備)	製造業 (機械及び装置、工業用の建物及び付属設備) 旅館業 (旅館業 (下宿営業を除く) 用の建物及び付属設備) 農林水産物等販売業 (機械及び装置、建物及び付属設備) 情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンターに係る業務等 (機械及び装置、建物及び付属設備) 畜産業、水産業、新炭製造業 (個人事業税に限る)	製造業 (機械及び装置、工業用の建物及び付属設備) 道路貨物運送業 (機械及び装置、建物 (車庫、作業場、倉庫用に限る) 及びその付属設備) 倉庫業、こん包業 (機械及び装置、建物 (作業場、倉庫用に限る) 及びその付属設備) 卸売業 (機械及び装置、建物 (作業場、倉庫用に限る) 及びその付属設備 (展示場用は除く))	事務所 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門)、研究所 (研究開発で重要な役割を担うもの)、研修所 (人材育成で重要な役割を担うもの) (機械及び装置、事務所・研究所・研修所の建物及び付属設備、構築物)、特定業務児童福祉施設 (寄宿舍、社宅、保育所等の児童福祉施設)	製造業 (工場、試験研究施設)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業 (事業の用に供する施設)	
取得価格・増加雇用等の要件	特措法	※資本金額により異なる	2,000万円超	※資本金額により異なる	※資本金額により異なる	—	3,500万円以上 (中小1,000万円以上)	—
	地 法 各 法	〈製造業、旅館業〉 ●個人と資本金額又は出資金額が1千万円以下の法人 ⇒500万円以上 ●資本金額又は出資金額が1千万円超5千万円以下の法人 ⇒1000万円以上 ●資本金額又は出資金額が5千万円超の法人 ⇒2000万円以上 〈有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業等〉 ⇒500万円以上	〈製造業、旅館業、農林水産物等販売業〉 ⇒2,700万円超 ※以下、対象税目:個人事業税のみ 〈畜産業、水産業〉 ⇒個人でその者又は同居の親族の労力により事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の3分の1を超えかつ2分の1以下	〈製造業、旅館業〉 ●個人と資本金額又は出資金額が5千万円以下の法人 ⇒500万円以上 ●資本金額又は出資金額が5千万円超1億円以下の法人 ⇒1000万円以上 ●資本金額又は出資金額が1億円超の法人 ⇒2000万円以上 (情報サービス業等又は農林水産物等販売業) ⇒500万円以上 ※取得価額は圧縮記帳適用後の価額を用いる ※以下、対象税目:個人事業税のみ 〈畜産業、水産業〉 ⇒個人でその者又は同居の親族の労力により事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の3分の1を超えかつ2分の1以下	〈製造業、旅館業〉 ●個人と資本金額又は出資金額が5千万円以下の法人 ⇒500万円以上 ●資本金額又は出資金額が5千万円超1億円以下の法人 ⇒1000万円以上 ●資本金額又は出資金額が1億円超の法人 ⇒2000万円以上 〈情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンターに係る事業等〉 ⇒500万円以上 〈畜産業、水産業又は新炭製造業〉 ⇒個人でその者又は同居の親族の労力により事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の3分の1を超えかつ2分の1以下	2,700万円超、15人超 (道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業のみ)	3,800万円以上 (中小1,900万円以上)	〈製造業〉 ⇒2億円以上、5人以上 (新たな用地取得 (賃借を含む) を伴わない既存敷地増設の場合は5億円以上、5人以上) 〈道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業〉 ⇒10億円以上、5人以上 (新たな用地取得 (賃借を含む) を伴わない既存敷地増設の場合は20億円以上、5人以上) 〈ビジネス支援サービス業〉 ⇒3人以上(バックオフィスを運営する事業は10人以上) 【*3 特区外の場合】 ⇒500億円以上、200人以上

(*1) 過疎地域と半島地域又は離島地域が重複している地域については、過疎法に係る課税免除の適用となる。

(*2) 離島振興地区に係る対策実施地域 唐津市…高島、神集島 鎮西町…馬渡島、加唐島、松島 呼子町…小川島 肥前町…向島

(*3) 地方活力向上地域は、移転型・拡充型で対象地域が異なる。具体的には、地域再生計画 (佐賀県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト) に掲載。

(*4) 特区指定外。ただし、大規模立地の特例で「500億円以上、200人以上」あるものについては、特区外においても、特例措置を適用することができる。

(*5) 地域未来投資促進法は、企業立地促進条例の適用要件に該当する場合に適用することができる。